

令和5年さいたま市議会2月定例会提出議案一覧（追加提出 その2）

合計3件（一般議案3件）

《一般議案》

議案第93号 和解について

（所管課所・子ども未来局幼児未来部保育課）

「さいたま市立武蔵浦和保育園外51園で使用する電気」の電気需給契約に関し、市が被った損害について和解するため、議決を求めるもの。

（内容）

- ・ 和解の主な内容
- (1) 相手方は、市に対し、和解金として1,363万5,561円を支払う。
- (2) 相手方が、(1)の和解金の支払をしたときにはその支払日において、市は本契約に関する一切の損害賠償請求権を放棄する。相手方は、(1)の支払を怠った場合、(1)の和解金額に加えこれに対する支払期限の翌日から支払済みまで年3%の遅延損害金の支払義務があることを認め、これを直ちに支払う。
- (3) 市と相手方は、和解書作成により本件が全て和解に至ったことを認め、市と相手方との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことをそれぞれ相互に確認する。

議案第94号 和解について

（所管課所・教育委員会事務局管理部教育財務課）

「さいたま市立高砂小学校外162施設で使用する電気（令和4年1月～令和4年12月）」の電気需給契約に関し、市が被った損害について和解するため、議決を求めるもの。

（内容）

- ・ 和解の主な内容
- (1) 相手方は、市に対し、和解金として1億344万3,758円を支払う。
- (2) 相手方が、(1)の和解金の支払をしたときにはその支払日において、市は本契約に関する一切の損害賠償請求権を放棄する。相手方は、(1)の支払を怠った場合、(1)の和解金額に加えこれに対する支払期限の翌日から支払済みまで年3%の遅延損害金の支払義務があることを認め、これを直ちに支払う。
- (3) 市と相手方は、和解書作成により本件が全て和解に至ったことを認め、市と相手方との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことをそれぞれ相互に確認する。

議案第95号 和解について

（所管課所・教育委員会事務局生涯学習総合センター）

「さいたま市立指扇公民館外42館で使用する電気」の電気需給契約に関し、市が被った損害について和解するため、議決を求めるもの。

（内容）

- ・ 和解の主な内容
- (1) 相手方は、市に対し、和解金として1,266万1,020円を支払う。

- (2) 相手方が、(1)の和解金の支払をしたときにはその支払日において、市は本契約に関する一切の損害賠償請求権を放棄する。相手方は、(1)の支払を怠った場合、(1)の和解金額に加えこれに対する支払期限の翌日から支払済みまで年3%の遅延損害金の支払義務があることを認め、これを直ちに支払う。
- (3) 市と相手方は、和解書作成により本件が全て和解に至ったことを認め、市と相手方との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことをそれぞれ相互に確認する。